

# 地区子ども館 市内統一利用規約等

## 1 概要

- (1)機能 子どもの居場所・遊び場で、子育てを応援する拠点です。図書館分室があります。  
※託児施設や学童クラブのように、職員が子どもを指導したり、子どもを預かったりする施設ではありません。
- (2)施設 地区子ども館のある場所  
・宮川地区(中央公民館の図書館分室内)  
・その他の地区(地区コミュニティセンターの図書館分室内)

- 2 運営体制 地区子ども館職員(どんぐりメイト)が1名(子どもの見守りを行っています)

## 3 安全管理体制

- (1)職員 地区子ども館内の安全管理、危機管理は、どんぐりメイトが行っています。中央公民館、地区コミュニティセンターの管理は、各施設の館長または所長が行っています。
- (2)体制 どんぐりメイトは、子どもが地区子ども館内で安全に過ごせるように、見守りをしています。

## 4 緊急時の対応

- (1)学校が災害・台風・その他緊急事態発生の理由により集団下校、早めに下校する等の対応をとった場合、安全管理のため、それに該当する方の利用はできません。
- (2)感染症の種類や市内での感染症の発生、流行の状況等を考慮し、状況によっては利用を制限する場合があります。
- (3)利用中に病院へ行かなければいけないような事故、けが等があった場合や、安全管理上必要な場合は、どんぐりメイトから登録書に記載の緊急連絡先へ連絡します。

## 5 保護者の方へお願い

- (1)保護者とお子さんで地区子ども館での過ごし方、帰宅方法や時間について、約束事を決めて利用をお願いします。また、利用の仕方について指導をお願いします。
- (2)どんぐりメイトは、地区子ども館内の子どもの見守りを行っています。地区子ども館外での見守りはできませんので、各家庭で約束事を決めて指導をお願いします。
- (3)学校の下校及び放課後の決まりや各施設のルールを守って、地区子ども館の利用をお願いします。

## 6 利用規約

- (1)保護者及び利用者は、地区子ども館の「概要」「運営体制」「安全管理体制」「緊急時の対応」「保護者の方へお願い」を理解し、利用すること。
- (2)未就学児は、保護者(親または18歳以上の方)同伴で利用すること。
- (3)入館時及び退館時は来館者名簿に記載すること。
- (4)保護者及び利用者は、地区子ども館利用中の安全を当該保護者と当該利用者で確保して利用すること。なお、地区子ども館利用中の事故やけがは、当該保護者と当該利用者の責任とする。
- (5)利用者同士、仲良く利用することを約束すること。なお、地区子ども館利用中に起きた利用者同士のトラブル、けんか、事故、けがについては、当該保護者同士、当該利用者同士で解決し、それぞれの責任とする。
- (6)学校の下校及び放課後の決まりを守り、利用すること。
- (7)中央公民館、地区コミュニティセンターの決まりを守り、利用すること。
- (8)この利用規約に定めるもののほか、各地区子ども館の管理・運営について必要な事項は、別に定める。